

# 輪島市男女共同参画行動計画 (平成 29 年度～33 年度) (案)

- i) 計画策定の趣旨 (1p～2p)
- ii) 基本目標と課題 (3p)
- iii) 輪島市行動計画体系図 (4p～5p)
- iv) 施策の方向と概要 (6p～19p)
- v) 指標及び目標値 (20p～25p)

## 計画策定の趣旨

男女共同参画社会とは、男女共同参画基本法第2条において「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参加する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うべき社会」と定義されています。

これまで、輪島市では、平成24年3月に「輪島市男女共同参画行動計画」を策定し、本市における男女共同参画社会の推進をめざして参りました。

今般、本計画が最終年度を迎えるにあたり、これまでの市における男女共同参画社会の推進状況を計るため、平成28年6月に「男女共同参画を考える市民調査」を実施したところ、依然として男女共同参画社会の浸透度は低く、また家庭・地域・職業などの各場面での性別による固定的な役割分担意識や、仕事と家庭の両立の難しさなど、解決すべき課題が残されている現状がみてとれました。

そこで、現行計画をふまえつつ、現在までの国・県の動きをふまえて、今後より一層男女共同参画社会の形成に向けた施策を推し進めるため、今回新たに「輪島市男女共同参画行動計画」を策定することといたしました。

なお、今回の計画策定にあたっては、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が平成27年8月に制定されたことをふまえ、新たに同法に基づく推進計画としても位置づけることとしました。

## 計画の性格

輪島市男女共同参画行動計画は、輪島市総合計画の基本方針において、「女性が活躍できるまちづくり」として男女共同参画を推進していることから、国の「第4次男女共同参画基本計画」、県の「いしかわ男女共同参画プラン2011（改訂版）」との整合性を図りつつ、市の男女共同参画推進に向け具体的に取り組むための指針として策定するものです。

## 計画の実施期間

この計画は、「輪島市総合計画」との整合性を配慮し、2017年(平成29年度)から2022年(平成33年度)までの5年間とします。

なお、社会経済情勢の変化や施策・事業の進捗状況、国・県の動向により必要に応じて見直しを行います。

## 基本理念

本市の男女共同参画の推進にあたっては、輪島市男女共同参画推進条例第3条に掲げられた次の6つを基本理念とします。

- (1) 男女の人権の尊重
- (2) 社会における制度や慣行についての配慮
- (3) 施策等の立案及び決定への共同参画
- (4) 家庭生活における活動と他の活動の両立
- (5) 生殖に関する自己決定の尊重及び健康への配慮
- (6) 国際社会の動向の勘案

## 計画の視点

男女共同参画社会の実現に向けて、より効果的に計画を推進するため、次の視点で本計画を策定します。

### 視点1 男女共同参画の正しい理解

平成28年6月に実施した「男女共同参画を考える市民調査」の結果によると、男女共同参画条例について、「言葉も内容を知っている」と答えた人の割合は16.3%、「言葉は聞いたことがあるが内容は知らない」が44.1%、「全く知らない」33.0%と、まだまだ男女共同参画についての正しい理解や浸透が低いことから、今後男女共同参画社会を推進する上で重要な課題と考えます。

### 視点2 男女共同参画の意識の高揚

少子高齢化による将来への不安が叫ばれる一方で、住民参加・協働のまちづくりが行われています。こうした中で求められるのは、支え合いや、助け合いの心です。家庭・地域・職場で共同の意識の高揚を図ることが計画を推進する上で重要な事項と考えます。

### 視点3 男女共同参画の目的の明確化

「男女共同参画の正しい理解」や「男女共同参画の意識の高揚」を推進していくためには、どのような事業をどれだけ実施し、その結果、どれくらいの効果や影響をもたらせるのかなど、わかりやすい計画とすることが必要になります。その尺度として評価指標を策定します。

## 基本目標と課題

輪島市における男女共同参画社会の実現に向けて、3つの基本目標と13の課題を掲げ、これに基づく施策を総合的に展開します。

### 【基本理念】

人が年齢・性別に関わりなく、あらゆるところで一人ひとりが平等に扱われ、互いを認め合い助け合いながら、個性と能力が十分に発揮でき、心豊かにくらするまち

### 基本目標

#### 男女平等意識の啓発

課題1 男女共同参画理解促進

課題2 男女共同参画の慣行の見直し

課題3 男女共同参画教育・学習の充実

### 基本目標

#### 女性の社会参加の推進

課題4 方針の立案・決定過程への女性の参画拡大

課題5 女性の人材養成

### 基本目標

#### 男女共同参画のための環境整備

課題6 雇用分野における男女の均等な機会と待遇の確保

課題7 多様な就業を可能にする環境の整備

課題8 男女の仕事と生活の調和の実現

課題9 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の確立

課題10 地域における男女共同参画の推進

課題11 女性に対する暴力の根絶

課題12 生涯を通じた女性の健康支援

課題13 国際社会の動向の勘案

## 輪島市行動計画体系図

【基本理念】人が年齢・性別に関わりなく、あらゆるところで一人ひとりが平等に扱われ、互いを認め合い助け合いながら、個性と能力が十分に発揮でき、心豊かにくらするまち

基本目標	重点課題	施策の方向	施策の概要
1 男女平等意識の啓発	1 男女共同参画理解促進	1 広報・啓発活動の推進	1 市民・企業・団体等への広報啓発活動の推進 (★)
		2 男女共同参画理解促進	1 男性や若い世代の男女共同参画理解促進 (★)
	2 男女共同参画の慣行の見直し	1 男女共同参画の調査	1 定期的な市民意識調査の実施・情報の収集及び市民・企業・団体等に対する情報の提供
	3 男女共同参画教育・学習の充実	1 学校における男女平等教育の推進	1 初等教育における男女平等教育の推進
		2 家庭における男女平等教育の推進	1 男女平等意識を育てる家庭教育の推進
		3 地域における男女共同参画学習の推進	1 男女共同社会の形成をねらいとした研修会、講演会等学習機会の充実
2 女性の社会参加の推進	4 方針の立案・決定過程への女性の参画拡大	1 行政機関における女性の参画の拡大	1 審議会等委員への女性の参画促進・市職員の管理職拡大 (★)
		2 企業や団体における女性の参画促進	1 企業や各種団体役職員等への女性の参画拡大、役職員等への女性の参画状況の把握 (★)
		3 地域等における女性の参画の促進	1 女性団体の活動支援・女性の地域活動指導者の資質向上 (★)
	5 女性の人材養成	1 女性がチャレンジできる社会づくり	1 女性がチャレンジするための支援及び情報の提供 (★)

基本目標	重点課題	施策の方向	施策の概要
3 男女共同参画のための環境整備	6 雇用分野における男女の均等な機会と待遇の確保	1 雇用分野における男女の均等な機会と待遇の確保	1 男女雇用機会均等法等の定着促進、就労機会拡大及び雇用形態改善の為、企業等への普及啓発活動(★) 2 積極的改善措置(ポジティブアクション)の奨励(★)
		2 働く女性の妊娠・出産にかかわる保護	1 法や制度の周知・マタニティハラスメント防止の啓発(★)
	7 多様な就業を可能にする環境の整備	1 多様な生き方、多様な能力の発揮を可能にするための支援	1 女性のキャリア形成への支援(★)
	8 男女の仕事と生活の調和の実現	1 労働環境の整備	1 企業等のワークライフバランス実現に向けた普及啓発・取組促進(★)
			2 出産、育児等で退職した女性の再就職に希望が持てる仕組みや環境づくりを推進(★)
		2 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援	1 保育サービス等の充実(★) 2 子育てに関する相談体制・ネットワークの充実(★) 3 介護支援策の充実(★)
	9 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の確立	1 地域社会の構成員としての女性の社会参加の促進	1 男女共同参画の理解促進(★) 2 職業人としての女性の能力向上・女性リーダーの育成(★)
			2 働きやすい環境の整備
		10 地域における男女共同参画の推進	1 男女共同参画推進員の育成 2 災害対策における男女共同参画の推進
	11 女性に対する暴力の根絶	1 女性に対するあらゆる暴力への対策の推進	1 女性に対する暴力防止についての意識啓発
	12 生涯を通じた女性の健康支援	1 女性の健康づくりの支援	1 生涯を通じた健康づくりの支援
	13 国際社会の動向の勘案	1 国際社会の情報収集	1 国際社会の動向について情報の収集

(★)は、H28.4施行「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく推進計画該当部分です。

## 施策の方向と概要

### 基本目標1

### 男女平等意識の啓発

#### 課題1 男女共同参画理解促進

##### 【現状と課題】

これまで、男女共同参画社会の実現が求められ、その必要性が強く訴えられているにもかかわらず、中々進んでいないのは、私たちの社会の中に、性別による固定的な役割分担の意識（男は仕事、女は家庭など）や男女の能力や適性についての固定的な見方が、未だ根強く残っていることが大きな要因であると考えられます。

その背景には、長時間勤務や転勤など、男性中心の働き方などを前提とする労働慣行が根強く、これまでも家事や育児・介護などを中心的に担ってきた女性が、自らの能力を發揮しつつ社会で活躍するための土壌が乏しかったこと、家庭や地域社会などにおいても男性が重要な物事に対する判断をし、女性は専ら家事や育児・介護等を負うという役割分担意識が強く、各場面において女性が主導的な役割を果たすことが困難であったこと、などが挙げられます。

男女共同参画社会をこれまで以上に推進するためには、未だ社会に残るこのような意識、慣行を改め、男女が対等に、自らの意思によって社会のあらゆる場面で活躍できるよう、男女共同参画に対する理解を促進させ、男女平等への意識の改革を図る必要があります。

特に、男性に対して、家事・育児・介護等への理解、参画を高めるための意識改革を推進すること、また、若い世代に対して男女共同参画に対する理解を促進することは、これまでの意識を改め、男女共同参画社会の実現を図るうえで重要であると考えます。

また、行政はもちろんのこと、企業や各種団体等に対し、女性が働きやすく、能力を發揮するための体制づくりを進めるため、啓発を行うことも重要です。

##### 【施策の方向】

#### 1-1 広報・啓発活動の推進

##### 1 市民・企業・団体等への広報啓発活動の推進

男女共同参画が必要であることを理解し、あらゆる人が共感できるよう、効果的な手段による広報・啓発活動を積極的に展開します。

特に、本市の男女共同参画推進の根拠規定である「輪島市男女共同参画推進条例」の認知度を高め、その趣旨への理解を促進することを目標のひとつとして、啓発を行います。また、市職員の意識改革を図るとともに、企業や各種団体等に対しても男女共同参画に関する情報の提供、女性が活躍しやすい環境づくり、男性の育児休業などの取得に対する理解の促進に向けた啓発を実施します。

## 【施策の方向】

### 1-2 男女共同参画理解促進

#### 1 男性や若い世代の男女共同参画理解促進

男女共同参画の啓発にあたり、男性や若い世代への理解を促進し、意識の改革を進めます。男性に対しては、家事・育児・介護等への積極的な参画を推し進めるため、情報の提供、講座の実施等を行います。

また、若い世代が男女共同参画の考え方をごく自然なものとして理解し、受け止めることができるよう、わかりやすい啓発を行います。



## 課題2 男女共同参画の慣行の見直し

### 【現状と課題】

平成 28 年に実施した「男女共同参画を考える市民調査」によると、社会全体での男女の平等感について、「平等である」と答えた人の割合は、男性では 18.1%であるのに比べ、女性ではわずか 8.2%と、半分以下にとどまっています。

また、家庭・地域・職業の各場面においては、家庭・職業の場面では男女が平等であると回答する割合が多くなってきましたが、地域活動の場面では、男女とも主に男性が優遇されると答えた人の割合が、平等と答えた人の割合を大きく上回っており、特に地域社会において男女の性別による固定的な役割分担意識や性差に関する偏見・様々な慣行が根強く残っていることがうかがえます。

男女共同参画社会の推進にあたっては、男女の社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、男女の不平等感を解消していくため意識や慣行などの見直しを進めていくことが求められています。

### 【施策の方向】

#### 2-1 男女共同参画の調査

- 1 定期的な市民意識調査の実施・情報の収集及び市民・企業・団体等に対する情報の提供

男女共同参画に関する市民の意識や、女性を取り巻く現状を客観的に把握するため、定期的な意識調査や実態調査を実施します。あわせて、市民・企業・団体等に対し男女共同参画に関する各種情報を提供します。

## 課題3 男女共同参画教育・学習の充実

### 【現状と課題】

人権意識や男女平等に関する意識など、現在重要とされる人間の意識や価値観は、その人が生まれ育った家庭や学校・地域の中で生まれ、形成されるものであり、各場面における教育・学習の役割は非常に重要です。

学校教育において、憲法・教育基本法に則り、人権の尊重・男女平等に関する指導を行うことはもちろんのこと、家庭においても、家族一人ひとりが互いを尊重し、男女が共同して家事・育児など家庭生活を担うことの大切さを、保護者の姿勢を通じて教育することが重要となります。

また、地域においても生涯学習・社会教育などを通じて、男女共同参画の意識を高める学習機会を充実させていくことが必要です。

### 【施策の方向】

#### 3-1 学校における男女平等教育の推進

##### 1 初等教育における男女平等教育の推進

次代を担う子ども達がそれぞれの個性と能力を十分に発揮しつつ、互いに尊重し合いながら育つよう、特に初等教育の場面において、学校と連携しながら男女平等及び共同参画の教育を行います。

### 【施策の方向】

#### 3-2 家庭における男女平等教育の推進

##### 1 男女平等意識を育てる家庭教育の推進

男女が互いを尊重し、相手の立場を理解し助け合うことができるような人格形成を図るため、家庭に向けた男女共同参画に関する情報や学習機会の提供を行います。

### 【施策の方向】

#### 3-3 地域における男女共同参画学習の推進

##### 1 男女共同参画社会の形成をねらいとした研修会、講演会等学習機会の充実

男女共同参画をテーマとした研修会や講演会等を実施し、地域社会において男女共同参画を推進するための学習機会を充実させます。

## 課題4 方針の立案・決定過程への女性の参画拡大

## 【現状と課題】

市では、市の重要な方針の立案・決定の過程に女性が関与することを目指して、すべての審議会の構成員に女性がいることを目標としています。

現時点では、地方自治法第202条の3における審議会等の女性の登用率は84.2%、同法180条の5における委員等の女性の登用率は33.3%となっています。すべての審議会等に女性が参画できるよう進めます。

また、市における男女共同参画の推進にあたっては、行政が率先して女性の参画拡大を押し進めることが不可欠です。市では、平成28年4月に「輪島市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」を策定し、一般行政職の管理的地位にある職員に占める女性の割合を20%以上、管理職を除く係長相当職以上の女性職員の割合を35%以上を目標とするとともに、女性の職業選択に資する情報を提供し、女性の活躍推進に向けた取組を行っています。

あわせて、企業や各種団体等においても女性管理職の登用など方針の立案・決定の過程へ女性が積極的に参加できるよう取組を進める必要があります。

一方、「男女共同参画を考える市民調査」によると、「女性が仕事を行ううえでの障害」として全体の65.2%が「家事・育児が十分にできない」ことを挙げ、また「女性管理職のイメージ」として全体の27.5%が「能力が評価された結果である」とする一方で、特に女性において29.7%が「責任が重くなる」、22.2%が「仕事と家庭の両立が困難になる」と回答しています。

この点をふまえ、男女間に生じている格差を解消するための積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進と合わせ、働き方の見直しなどへの働きかけが求められています。

また、地域においては、町内会長や区長会長への女性の登用が5.9%と著しく低いこともあり、地域の女性が指導的な立場を果たすことができるよう、地域の女性団体への活動支援や女性の資質向上のための情報・学習機会を提供します。

## 【施策の方向】

## 4-1 行政機関における女性の参画の拡大

## 1 審議会等委員への女性の参画促進・市職員の管理職拡大

市のすべての審議会等における女性の参画を推進します。また、委員会等においても女性委員がいる委員会の割合について60%を目標とします。

また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく「輪島市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」により、意欲と能力のある女性職員の管理職への積極的任用を進めます。

## 【施策の方向】

### 4-2 企業や団体における女性の参画促進

- 1 企業や各種団体役職員等への女性の参画拡大、役職員等への女性の参画状況の把握  
企業や各種団体に対し、役職員への女性の参画を押し進めるため、意識改革や積極的改善措置に関する啓発を行います。

また、企業や各種団体における女性の参画状況を把握するとともに、女性の活躍等に関する有益な情報の提供を行います。

## 【施策の方向】

### 4-3 地域等における女性の参画の促進

- 1 女性団体の活動支援・女性の地域活動指導者の資質向上

市内にある女性団体や自主グループが、意欲をもって地域づくりに貢献できるよう、その活動を支援するとともに、団体・グループ相互のネットワークづくりを行います。

また、防災に関する女性の参画を拡大するため、女性防災士の育成等を図ります。

女性が地域において活躍し、主導的な役割を果たすことができるよう、情報や学習機会の提供を行います。

## 課題5 女性の人材養成

### 【現状と課題】

女性がそれぞれの意欲・能力を活かして活躍することは、社会全体に活力をもたらします。

女性がこれまで以上に社会で活躍していくためには、女性自らが意識と能力を高め、主体的に物事に取り組むことができるよう、学習の機会の提供、活躍を望む意欲的な女性の掘り起こし、活動にあたっての支援など、総合的な支援を図る必要があります。

また、現在市内で活躍している女性を把握し、その活動を広く紹介することで、女性が活躍する意欲を高めるとともに、活躍する女性のネットワークを構築し、相互に交流を図ることで、市全体の女性の社会参画に対する気運を高めます。

### 【施策の方向】

#### 5-1 女性がチャレンジできる社会づくり

##### 1 女性がチャレンジするための支援及び情報の提供

女性が希望に応じてチャレンジし、その能力を發揮しながら社会で活躍できるよう、情報の収集・提供を行います。社会参画に意欲的な女性に対しては、必要な情報の提供や関係機関の紹介など、必要に応じて支援を行うとともに、その取組を広く市民に紹介することで、その他の女性の意欲を高めます。

また、活躍する女性、女性団体やグループのネットワークを構築し、交流や情報交換を積極的に行います。

## 課題 6 雇用分野における男女の均等な機会と待遇の確保

## 【現状と課題】

女性の社会進出は、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法の改正など国における法制度の整備により着実に進んでいます。

また、平成 27 年には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が制定され、社会全体での女性活躍の推進がより一層図られています。

しかしながら、現状においては、男女間に給与や役職員への登用数・勤続年数に大きな開きがあること、女性雇用者に占める非正規雇用者の比率が男性よりも高いこと、などからまだまだ待遇面の格差があるものと考えられます。

市が実施した「男女共同参画を考える市民意識調査」においても、職場での平等感について女性の 20.1%が「平等」と回答する一方、58.4%が「男性が優遇」と回答しています。同設問においては男性の 25.4%が「平等」と回答しており、男女の意識の差があらわれる結果となっています。

その他、性別を理由とする差別的な取り扱いやマタニティハラスメント（妊娠・出産・育児休業等を理由とする不利益取扱）などへの対策も、雇用における男女の均等な機会や待遇の確保のために欠かせません。

市としては、「男女雇用機会均等法」「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」などの法制度、「ワーク・ライフ・バランス」「ポジティブ・アクション」「マタニティハラスメント」など職業における男女共同参画に必要な定義の周知・啓発を行い、企業・団体等に対し、男女の格差解消・女性の能力発揮のための意識改革・積極的な取組を進めます。

## 【施策の方向】

## 6-1 雇用分野における男女の均等な機会と待遇の確保

## 1 男女雇用機会均等法等の定着促進、就労機会拡大及び雇用形態改善の為、企業等への普及啓発活動

雇用の場における男女の均等な機会と待遇を確保するため、男女雇用期間均等法等の定着が図られるよう、企業等への普及啓発を推進します。

## 2 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の奨励

企業に対し、事実上生じている男女感の格差を解消する積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の導入に関する啓発を行います。県の「いしかわ男女共同参画推進宣言企業」制度に関する周知を行い、参加を推奨します。

## 【施策の方向】

### 6-2 働く女性の妊娠・出産にかかわる保護

#### 1 法や制度の周知・マタニティハラスメント防止の啓発

母性保護等に関する法律や制度の周知、マタニティハラスメント防止に向けた啓発を行うことで、女性が妊娠・出産後も安心して働くことができるよう、職場環境の整備を促します。

## 課題7 多様な就業を可能にする環境の整備

## 【現状と課題】

女性の職場進出は進んでいるものの、未だ出産や育児・介護等で就業を中断せざるを得ないケースが多くみられます。

市が実施した「男女共同参画を考える市民意識調査」においても、女性が仕事を持つことに対する意見として、「子どもができて仕事も続ける方がいい」という意見が全体の48.3%を占める一方で、「子どもができたなら仕事をやめ、大きくなったら仕事を持つ方がいい」という意見も30.2%を占めており、出産・育児を契機としてキャリアが中断され、それがありうることとして受け止められている現状をうかがうことができます。

また、女性が仕事をするうえでの障害として、女性の25.8%が「結婚や出産の際退職しなければならない」と回答し、育児・介護休暇の取りやすさについて女性の26.8%が「大変困難」「取りにくい」を回答するなど、仕事の継続やキャリアの形成と家庭生活との両立の困難さがうかがえる結果が出ております。

このため、多様な生き方、働き方があることを前提に、再就職支援や、短時間労働など新たな就業形態の普及を図るとともに、女性のキャリア形成への支援を行い、能力開発を進めることで、女性が起業、自営業なども含めた多様な働き方の中でその能力を十分に発揮できるよう進める必要があります。

## 【施策の方向】

### 7-1 多様な生き方、多様な能力の発揮を可能にするための支援

#### 1 女性のキャリア形成への支援

企業・団体等に対し、働く女性に対する支援など職場環境の改善に向けた啓発を行います。また、各種講座や情報提供を通じて、働く女性の資質の向上や意識の高揚を図り、女性の個性と能力を十分に発揮できるよう女性のキャリア形成を支援します。



### 【現状と課題】

輪島市を含めた奥能登地域は、現在著しい少子高齢化が進行しており、この問題に対応するためには、安心して子どもを産み育てる環境を整備することが不可欠です。

特に、子育て世代が仕事と家事・育児・介護等の家庭生活を両立できるようにすることは、少子化対策を図る上で重要です。

市の「男女共同参画を考える市民調査」においても、「少子化の原因」として、全体の51.8%が「育児と仕事を両立させる社会的な仕組みが整っていない」と回答しています。また、行政への要望でも、全体の58.8%が「女性が妊娠・出産・授乳の役割をもつことを保護し、保育サービスを充実させる」、52.2%が「労働時間の短縮・育児休業取得の促進・介護休業制度が普及するよう進める」と回答しています。

このため、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進や、出産、育児等で退職した女性への再就職支援、多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援を充実していく必要があります。

### 【施策の方向】

#### 8-1 労働環境の整備

- 1 企業等のワーク・ライフ・バランス実現に向けた普及啓発・取組促進  
企業・市民に向け、ワーク・ライフ・バランスについて、また育児・介護休業に関する周知・啓発を行います。
- 2 出産、育児等で退職した女性の再就職に希望が持てる仕組みや環境づくりを推進  
県実施の「いしかわ女性再チャレンジ室」や各種講座・セミナーなどに関する情報提供を行うと共に、企業・団体等に向けた啓発を行います。

### 【施策の方向】

#### 8-2 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援

- 1 保育サービスの充実
- 2 子育てに関する相談体制・ネットワークの充実
- 3 介護支援策の充実  
各種施策につき、市としてこれまで以上の充実を図るため、福祉部局等関係機関と連携し、男女共同参画の視点を取り入れながら進めます。また、男女共同参画の立場から働く女性など市民に向けて、各種施策に関する必要な情報の提供を行います。



## 課題9 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の確立

### 【現状と課題】

農林水産業に従事している女性は、生産や経営の重要な担い手であるとともに、地域社会の活性化に大きく貢献しているにも関わらず、経営の方針決定等に参画していないことが多く、適正な評価がなされにくい傾向にあります。また、家族経営が多いことから労働時間や休日等が不明確になりがちです。

農山漁村における男女共同参画の確立のためには、家庭や地域における意識改革を進めるとともに、農林水産業にたずさわる女性の意識、重要な方針決定に対する意欲や能力の向上を図る必要があります。

また、女性が働きやすい環境の整備のため、女性間の交流を図り、連携を強化するためのネットワークづくりを進めるとともに、市内において現に活躍している女性を把握し、その活動を広く周知することで、女性の意識高揚を図ります。

### 【施策の方向】

#### 9-1 地域社会の構成員としての女性の社会参加の促進

##### 1 男女共同参画の理解促進

農山漁村における役割分担意識や慣習の是正を図り、男女共同参画を推進するため、情報発信や啓発等を行います。

##### 2 職業人としての女性の能力向上・女性リーダーの育成

女性が主体性を持って、男性と対等に農林水産業の経営に参画できるよう、男女共同女性の起業や経営能力向上に向けた講演会・セミナーの実施・情報提供を行います。

### 【施策の方向】

#### 9-2 働きやすい環境の整備

##### 1 女性の活動の周知

現在農林水産業に従事する女性の中から主体的・意欲的に取り組んでいる女性及びその活動を掘りおこし、「活躍する女性」の実例として広く情報を発信します。

##### 2 女性のネットワークの強化

女性が情報交換し連携を高めるため、必要に応じて既存のネットワークの強化・新たなネットワークの構築を行います。

## 課題10 地域における男女共同参画の推進

### 【現状と課題】

地域は、家庭とともに人々にとって最も身近な暮らしの場といえます。少子高齢化が進み、周辺地域で限界集落化が進む現状にあつて、地域社会の活力を維持していくためには、男女が性別に関わらず意欲的・主体的に地域の活性化に取り組む必要があります。

しかしながら、市の「男女共同参画を考える市民調査」によると、地域における男女平等の意識は、特に女性で12.9%と家庭や職場と比べて極端に低い状況です。また、地域において主導的な役割を果たす町内会長や区長についても女性の割合は5.9%と低く、男女共同参画社会の実現のためには、地域における男女共同参画に対する意識改革が不可欠です。

このため、地域における男女共同参画の推進のために、一般市民の中から行政とともに男女共同参画推進に取り組む人材を育成し、市民の目線で、親しみやすくわかりやすい啓発を行うことが必要です。

また、地域における防災体制の充実を図り、災害時に男女共同参画の視点を取り入れた適切な対応ができるよう、女性防災士の育成などを図る必要があります。

### 【施策の方向】

#### 10-1 男女共同参画推進員の育成

##### 1 男女共同参画推進員による啓発活動の推進

一般市民から、男女共同参画の推進に賛同し、行政とともに意欲的に取り組む方を男女共同参画推進員として育成し、わかりやすい普及啓発活動を行います。

### 【施策の方向】

#### 10-2 災害対策における男女共同参画の推進

##### 1 男女共同参画の視点をふまえた災害対策

女性防災士を育成し、災害時に男女共同参画の視点を取り入れた適切な対応が取れるよう図るとともに、女性が地域の中で自主的に防災に取り組むことができるよう進めます。

## 課題11 女性に対する暴力の根絶

### 【現状と課題】

配偶者等からの暴力（DV＝ドメスティック・バイオレンス）、性犯罪、セクシュアルハラスメント、ストーカー行為等女性に対する暴力は、男女共同参画の推進にとって大きな障害となっています。

市の「男女共同参画を考える市民調査」によると、DVについて、「直接経験したことがある」と回答した人は全体で10.6%、「身近に経験した人がある」は全体で15.4%です。「身近に経験した人がある」という回答については、男性で13.6%、女性で17.2%の回答率であり、男女間のDVに対する受け止め方の差がうかがえます。

配偶者等からの暴力は、個人的な問題ではなく、社会的な問題であることを市民が理解し、暴力は絶対に許さないという意識を育み、根絶に向けた取組を行う必要があります。

特に近年は、結婚前の若い世代において、いわゆるデートDVが問題となっており、学校等と連携しながら予防啓発教育に取り組む必要があります。合わせて、実際にDVを受けている人に相談・支援の窓口を周知するの取組を図る必要があります。

### 【施策の方向】

#### 11-1 女性に対するあらゆる暴力への対策の推進

##### 1 女性に対する暴力防止についての意識啓発

女性に対するあらゆる暴力を防ぐため、暴力は犯罪となりうる人権侵害であり、断じて許されないものであることを市民に対し啓発し、意識を高めます。関係する法制度、実際に被害に遭っている人に対する相談支援体制の周知等を図り、相談から支援まで迅速かつ適切な対応が可能となるよう体制づくりを進めます。

また、特に若い世代からの意識啓発、予防の観点から学校等と連携した啓発活動を実施します。また、性犯罪やストーカー被害防止のための啓発、企業等に対しセクシュアル・ハラスメントを防止するため、法制度や実例等の情報提供を行います。

## 課題12 生涯を通じた女性の健康支援

### 【現状と課題】

男女共同参画社会の形成にあたっては、男女がお互いのからだの特徴や性の違いを理解し、相互に思いやりの気持ちを持つことが不可欠です。特に女性は妊娠・出産・更年期疾患など生涯を通じて男性と異なる身体上・健康上の問題に直面することがあり、職場における女性のキャリア形成やハラスメントの防止などの観点からも、留意する必要があります。

こうした観点から、特に女性の生涯を通じた健康支援を進めるため、適切な情報の提供、健康に関する知識の増進などを図る必要があります。

### 【施策の方向】

#### 12-1 女性の健康づくりの支援

##### 1 生涯を通じた健康づくりの支援

女性が生涯にわたって心身とも健康に過ごすため、講座などを通じて女性の健康に関する知識の増進、また健康問題に関する相談窓口の情報提供などを行います。

## 課題13 国際社会の動向の勘案

### 【現状と課題】

男女共同参画社会の形成は、国際社会における潮流でもあり、その推進にあたっては、国際的な視点に立ち、国際社会の動向をふまえることが重要です。

市の男女共同参画推進にあたっては、女性の地位向上のための国際的な規範や基準に照らしつつ適性に進める必要があります。

### 【施策の方向】

#### 13-1 国際社会の情報収集

##### 1 国際社会の動向について情報の収集

国際会議における議論等、国際社会における動向について情報を収集し、市の実情と照らし合わせながら計画に取り入れ、その浸透を図ります。

## 指標及び目標値

(一覧)

基本目標	指 標	目標値	現状 (前回)	備 考
1 男女平等意識の啓発	1 男女共同参画推進条例の認知度	100%	60.4% (59.8%)	
	2 小学校の男女共同参画啓発用冊子の利用校の割合	10校	5校 (4校)	
	3 男女共同参画研修会・講演会・学習会の回数	20回／年	16回／年 (4回／年)	
	4 家庭・地域・職場などで女性が平等と答える人の割合	50%	36.5% (32.0%)	家庭
		30%	16.2% (13.5%)	地域
		50%	38.1% (31.2%)	職場
5 社会全体での男女の平等感	15%	8.2% (4.9%)		
2 女性の社会参加の促進	6 女性委員のいる市の審議会等の割合	100%	84.2% (85.2%)	審議会委員
		60%	33.3% (40%)	委員会委員
	7 「管理職」における女性の割合	35%	27.3% (25.6%)	
	8 女性の町内会長または自治会長の割合	10%	5.9% (5.2%)	
	9 石川県・いしかわ女性基金の研修会等への受講者の派遣	30名／年	25名／年	
3 男女共同参画のための環境整備	10 企業への男女共同参画普及啓発活動	5回	1回	
	11 ワーク・ライフ・バランスという言葉も内容も知っている人の割合	100%	47.5% (42%)	
	12 女性防災士の増員	180人	108人 (30人)	
	13 DV被害相談窓口の存在を知っている人を増やすための啓発活動	20回	16回 (4回)	
	14 女性の健康作りの支援講座の実施	10回	8回 (0回)	

※現状値は、前計画の実施期間(H24～H28)における累計・年平均のほか、平成28年度実施の市民調査の結果によるものです。

※現状において(前回)とあるのは、前回計画の各指標における現状値です。

施策体系 1 男女平等意識の啓発

指標1 輪島市男女共同参画推進条例があることを知っている人の割合

1-1 男女共同参画理解促進

現状値	60.4%(0.6%↑)	目標値	100%
-----	--------------	-----	------

条例の認知度は、男女共同参画を理解するうえで重要であるため  
全く知らない人を減らします

△現状値

- ・言葉も内容も知っている 16.3%(2.2%↓)
- ・言葉は聞いたことはあるが内容は知らない 44.1%(2.8%↑)
- ・全く知らない(初めて聞いた) 33.0%(2.8%↑)
- ・無回答 6.6%(3.5%↓)



指標2 小学校の男女共同参画啓発指導用冊子の利用校を増やす

1-3 男女共同参画教育・学習の充実

現状値	5校	目標値	10校
-----	----	-----	-----

小さい頃から男女平等の意識啓発は大変重要であるため、学  
校での啓発活動の割合を増やします

平成27年度指導用冊子夢風船利用状況調査	
輪島市回答率	63.64%7校
利用予定	71.43%5校
利用しない	28.57%2校



指標3 男女共同参画研修会・講演会・学習会の回数を増やす

1-3 男女共同参画教育・学習の充実

現状値	16回/年	目標値	20回/年
-----	-------	-----	-------

男女共同参画に関する意識を広め男女共同参画社会の実現をめざします  
公民館等で学習会等を開催します

#### 指標4 家庭・地域・職場などで女性が平等と答える人の割合を増やす

##### 1-2 男女共同参画の慣行の見直し(矢印↑↓は前回アンケートからの増減)

家庭では			
現状値	36.5%(4.5%↑)	目標値	50%

家庭での平等感は男女差が大きいのが現状であるため、平等と答える人が50%に増えることをめざします

	男性	女性
平等	40.6%(0.7%↑)	33.2%(7.6%↑)
主に男性	22.5%(1.5%↑)	25.7%(4.6%↓)
主に女性	14.2%(0.3%↑)	14.4%(2.4%↑)
どちらとも言えない	17.1%(0.3%↓)	18.2%(1.4%↓)
無回答	5.7%(1.4%↓)	8.5%(4.1%↓)



地域では			
現状値	16.2%(2.7%↑)	目標値	30%

男性の約2割(20.1%)、女性は約1割(12.9%)が平等と答えています

	男性	女性
平等	20.1%(2.5%↑)	12.9%(2.8%↑)
主に男性	47.2%(2.6%↓)	50.5%(1.5%↓)
主に女性	2.9%(0.3%↓)	3.1%(0.5%↓)
どちらとも言えない	15.7%(3.3%↑)	19.0%(2.5%↑)
無回答	14.2%(2.8%↓)	14.6%(3.3%↓)



職場では(現在お勤めの方)			
現状値	38.1%(6.9%↑)	目標値	50%

男女ともに約4割が平等と答えていますが、依然として男性では38.0%が、女性では32.7%が主に男性の意見が反映されると答えています。

	男性	女性
平等	39.4%(6.5%↑)	37.2%(7.4%↑)
主に男性	38.0%(11.7%↓)	32.7%(3.9%↓)
主に女性	5.6%(2.7%↑)	8.7%(0.7%↑)
どちらとも言えない	17.0%(2.5%↑)	21.3%(4.3%↓)





## 指標5 社会全体での男女の平等感

### 1-2 男女共同参画の慣行の見直し

現状値	8.2% (3.3% ↑)	目標値	15%
-----	---------------	-----	-----

男女平等をめぐる様々な課題がある中で男女共同参画社会の達成度として女性が平等と答える人を増やします(平等と答える女性は男性の半分以上)

	男性	女性
平等	18.1% (3.1% ↑)	8.2% (3.3% ↑)
主に男性	48.3% (1.3% ↑)	57.0% (6.4% ↑)
主に女性	3.0% (-)	0.9% (1.2% ↓)
どちらとも言えない	19.8% (1.7% ↓)	20.8% (4.3% ↓)
無回答	10.8% (2.7% ↓)	13.1% (4.3% ↓)



## 施策体系 2 女性の社会参加の推進

### 指標6 女性委員のいる市の審議会等の割合

#### 2-4 方針の立案・決定過程への女性の参画拡大

地方自治法(第202条の3)・・・環境審議会・スポーツ推進審議会等

現状値	84.20%	目標値	100%
-----	--------	-----	------

△現状値

※平成28年4月1日現在

・38審議会中32審議会

地方自治法(第180条の5)・・・監査委員・農業委員等

現状値	33.30%	目標値	60%
-----	--------	-----	-----

△現状値

※平成28年4月1日現在

・6委員会中2委員会

女性委員のいない委員会や審議会をなくします



### 指標7 「管理職」における女性の割合

#### 2-4 方針の立案・決定過程への女性の参画拡大

輪島市役所管理職員

現状値	27.30%	目標値	35%
-----	--------	-----	-----

職場における女性の管理職登用状況の目安とし、35%をめざします。

△現状値

輪島市(平成28年4月1日現在) 27.30%





**指標 8 女性の町内会長または自治会長の割合**

## 2-4 方針の立案・決定過程への女性の参画拡大

現状値	5.9%	目標値	10%
-----	------	-----	-----

(平成28年4月1日現在)

女性の町内会長又は自治会長の割合が、もう少し多い方が良いという回答は、男性で46.2%、女性で32.3%あり、今後目標値の達成をめざします。

## 町内役員の女性の割合について

	男性	女性
今のままで良い	19.7%(9.7% ↓)	29.3%(1.8% ↓)
もう少し少ない方がよい	2.3%(0.7% ↓)	2.9%(1.2% ↓)
半数ぐらいがよい	19.1%(0.6% ↓)	15.9%(3.8% ↓)
もう少し多い方がよい	46.2%(14.9% ↑)	32.3%(10.2% ↑)
無回答	12.7%(3.8% ↓)	19.6%(3.3% ↓)

**指標 9 石川県・いしかわ女性基金の研修会等に受講者を派遣する**

## 2-5 女性の人材養成

現状値	25名/年	目標値	30名/年
-----	-------	-----	-------

男女共同参画推進員・婦人団体・各種女性団体など、地域の女性リーダーとなりえる人材を育成するため、石川県・いしかわ女性基金が主催する各種研修会・講演会に参加者を派遣します。



## 施策体系 3 男女共同参画のための環境整備

**指標 10 企業への男女共同参画普及啓発活動**

## 3-8 男女の仕事と生活の調和の実現

現状値	1回	目標値	5回
-----	----	-----	----

企業への男女共同参画啓発(チェックシート・啓発資料の送付、市内企業実体に応じた講座等)の実施により、男女共同参画の普及啓発と積極的改善措置の推進を図ります。

**指標 11 ワーク・ライフ・バランスという言葉も内容も知っている人の割合を増やす**

3-8 男女の仕事と生活の調和の実現(前回現状値)

現状値	47.5%(5.5%↑)	目標値	100%
-----	--------------	-----	------

労働の場において男女共同参画を推進するためには、事業主の理解や協力が不可欠ですが、そうした職場意識を醸成するためにも、市民の就業環境に対する関心度の高さが重要であることから、ワークライフバランスの概念が広く行き渡ることをめざして啓発を行います。

△現状値

- ・言葉も内容も知っている 17.2%(3.1%↑)
- ・言葉は聞いたことはあるが内容は知らない 30.3%(2.4%↑)
- ・全く知らない(初めて聞いた) 40.6%(1.3%↓)
- ・無回答 11.9%(16.1%↓)



**指標 12 女性防災士を増やし、災害時女性の視点を取り入れた防災体制を整える**

3-10 地域における男女共同参画の推進

現状値	108人	目標値	180人
-----	------	-----	------

災害時の適切な避難所運営等を可能にするため、女性防災士の増員をめざします。



**指標 13 DV被害相談窓口があることを知っている人を増やす為啓発活動をする**

3-11 女性に対する暴力の根絶

現状値	16回	目標値	20回
-----	-----	-----	-----

△現状値

- ・相談したことがある 2.0%(1.0%↑)
- ・直接経験したことがある 11.8%(1.1%↑)
- ・身近に経験した人がいる 17.1%(1.5%↑)



**指標14 女性の健康づくりの支援講座を実施**

3-12 生涯を通じた女性の健康支援

現状値	8回	目標値	10回
-----	----	-----	-----

健康は男女ともに重要な問題ですが、特に女性特有の問題を支援する講座を重点的に実施します。

